

○東京都母子及び父子福祉資金貸付規則

昭和三九年一月二四日

規則第三二〇号

改正 昭和四〇年五月二五日規則第一四〇号

昭和四〇年六月二九日規則第一五二号

昭和四一年四月一日規則第七一号

昭和四四年四月一日規則第五五号

昭和四四年七月九日規則第一二九号

昭和四五年七月一日規則第一三二号

昭和四五年八月二五日規則第一六〇号

昭和四六年一月一日規則第二四一号

昭和五五年七月一八日規則第一一六号

昭和五七年三月三〇日規則第二九号

昭和五七年七月一日規則第一一七号

昭和五九年二月一八日規則第七号

昭和六一年三月三十一日規則第五四号

平成三年七月一日規則第二〇二号

平成五年六月一四日規則第七八号

平成八年四月一八日規則第一五二号

平成一〇年六月三〇日規則第一八六号

平成一二年三月三十一日規則第二一四号

平成一二年七月二一日規則第三一九号

平成一三年六月一五日規則第一八一号

平成一四年一月八日規則第二六五号

平成一五年三月一四日規則第三一号

平成一五年七月一六日規則第一九一号

平成一五年八月二五日規則第二〇六号

平成一八年六月二八日規則第一七三号

平成二〇年三月三十一日規則第八六号

平成二〇年一月二八日規則第二四五号

平成二一年一月二一日規則第一五〇号

平成二六年九月三〇日規則第一四四号

平成二六年一月二六日規則第一七九号

平成二七年一月二八日規則第二一三号

令和元年六月二六日規則第八号

令和元年六月二八日規則第三〇号

令和二年三月二六日規則第二五号

〔東京都母子福祉資金貸付規則〕を公布する。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則

(平二六規則一四四・改称)

東京都母子福祉資金貸付細則(昭和三十五年十一月東京都規則第四百十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。)第二十三条及び令第三十一条の七において準用する令第二十三条の規定に基づき、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年東京都条例第百六十六号。以下「条例」という。)第一条の規定により行う母子及び父子の福祉の増進のために必要な資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(昭四六規則二四一・昭五七規則二九・平一五規則二〇六・平二六規則一四四・一部改正)

(委任)

第二条 東京都の福祉に関する事務所設置条例(昭和三十六年九月東京都条例第百十号)により設置した東京都西多摩福祉事務所の所管区域に係る条例に基づく母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する知事の権限(令第十三条各号(令第三十一条の七において準用する場合を含む。))に掲げる事由による貸付停止及び償還免除の決定並びに東京都の区域内に住所を有しなくなつた者に係る資金の償還に関する権限を除く。)は東京都西多摩福祉事務所の長に委任する。

(昭四六規則二四一・追加、平一二規則二一四・旧第一条の二繰下・一部改正、平二六規則一四四・一部改正)

(貸付けの要件)

第三条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第十三条第一項及び法第三十一条の六第一項の規定による資金の貸付けは、当該資金の貸付けを受けようとする者が貸付申請の日において六月以上都内(八王子市を除く。以下この条において同じ。)に居住しており、かつ、同種の資金を国、地方公共団体その他の者から借り受けていない場合に行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 法第十四条の規定による資金の貸付けは、当該資金の貸付けの対象となる事業の事業場が都内に所在する場合に行うものとする。

(昭五七規則二九・平一五規則三一・平二六規則一四四・平二六規則一七九・一部改正)

(個人貸付の申請)

第四条 法第十三条第一項及び法第三十一条の六第一項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、東京都母子及び父子福祉資金貸付申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 戸籍謄本

二 世帯の全員に係る住民票記載事項証明書(別記第一号の二様式)又は住民票の写し

三 印鑑証明書(令第九条第三項若しくは第四項若しくは令第三十一条の七において準用する令第九条第三項若しくは第四項に規定する者(以下「連帯借受人」という。))又は令第八条第四項及び第九条第一項若しくは令第三十一条の六第四項及び令第三十一条の七において準用する令第九条第一項に規定する者(以下「保証人」という。)を立てる場合は、当該連帯借受人又は保証人に係るものを含む。)

四 申請者の収入を明らかにする書類(保証人を立てる場合は、当該保証人に係るものを含む。)

五 次の表の上欄に掲げる資金の種別に応ずる当該下欄に掲げる書類

資金の種別	添付書類
事業開始資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 事業資金見積書 3 官公署の許認可を要する事業については、これを証する書類の写し 4 金融機関の発行する預金残高証明書 5 保証人を立てる場合(当該保証人が申請者と共同して事業を行う者である場合を除く。事業継続資金の項において同じ。)は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十五条の六第一項に規定する公正証書の写し
事業継続資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 現事業を明らかにする書類 2 事業計画書 3 事業資金見積書 4 官公署の許認可を要する事業については、これを証する書類の写し 5 保証人を立てる場合は、民法第四百六十五条の六第一項に規定する公正証書の写し
修学資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 在学する学校の校長の発行する在学証明書、入学しようとする学校の校長の発行する入学許可書の写し又は合格通知書の写し 2 令第七条第三号ただし書又は令第三十一条の五第三号ただし書の適用を受けようとする場合は、令第七条第三号た

	<p>だし書又は令第三十一条の五第三号ただし書に規定する要件に該当することを証する書類の写し</p> <p>3 授業料等の額を明らかにする書類の写し</p>
技能習得資金	<p>1 知識技能を受けることを目的とする施設の長の発行する在籍証明書、入学(入所)許可書の写し又は合格通知書の写し</p> <p>2 授業料等の額を明らかにする書類の写し</p>
修業資金	<p>1 知識技能を受けることを目的とする施設の長の発行する在籍証明書、入学(入所)許可書の写し又は合格通知書の写し</p> <p>2 令第七条第五号又は令第三十一条の五第五号(いずれも加算した額に関する規定に限る。以下この項において同じ。)の適用を受けようとする場合は、令第七条第五号又は令第三十一条の五第五号に規定する要件に該当することを証する書類の写し</p> <p>3 授業料等の額を明らかにする書類の写し</p>
就職支度資金	就職決定(見込)書の写し
医療介護資金	<p>1 医療を受けるのに必要な資金について貸付けを受けようとする場合は、医療を受ける期間及び概算医療費(患者負担となるもの)を記載した医師又は歯科医師の診断書(貸付申請以前において受けた医療について貸付けを受けようとする場合は、医療費の請求書及び当該医療が行われた時期を確認できる書類)</p> <p>2 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する保険給付に係るサービス(以下「介護」という。)を受けるのに必要な資金について貸付けを受けようとする場合は、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類</p>
生活資金	<p>1 知識技能を習得している期間中に貸付けを受けようとする場合は、知識技能を受けることを目的とする施設の長の発行する在籍証明書、入学(入所)許可書の写し又は合格通知書の写し</p> <p>2 医療又は介護を受けている期間中に貸付けを受けようとする場合は、医師若しくは歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類又は介護を受ける期間を確認できる書類</p> <p>3 失業している期間中に貸付けを受けようとする場合は、公</p>

	共職業安定所長が交付する受給資格者証又は失業者であることが確認できる書類
住宅資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の建設、購入、増・改築(補修・保全)計画書 2 住宅の建設、購入、増・改築(補修・保全)見積書 3 住宅の増改築の場合は、当該住宅の所有を明らかにする書類(他人の住宅の場合は、増改築(補修・保全)における所有者の承諾書) 4 十平方メートル以上の増改築の場合は、建築確認済証の写し
転宅資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し(ただし、申請時に当該書類を添付することができない場合は、転居先を明らかにする書類を提出し、住宅の賃貸借契約書又は使用承諾書の写しは、契約後速やかに提出すること。) 2 移転費用の見積書
就学支度資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 入学通知書、合格通知書の写し又は入学許可書の写し 2 入学金等の額を明らかにする書類の写し
結婚資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 婚姻を証明する書類(ただし、申請時に当該書類を添付することができない場合は、婚姻の予定を明らかにする書類を提出し、婚姻を証明する書類は、婚姻後速やかに提出すること。) 2 必要経費を明らかにする書類
母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条第一項の規定による認定の請求をしたことが確認できる書類 2 令和元年八月分及び十一月分の児童扶養手当の支給額が確認できる書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(昭四〇規則一四〇・昭四四規則五五・昭四四規則一二九・昭四五規則一六〇・昭五五規則一一六・昭五七規則二九・昭五七規則一一七・昭五九規則七・昭六一規則五四・平五規則七八・平八規則一五二・平一二規則三一九・平一三規則一八一・平一四規則二六五・平一五規則三一・平一五規則二〇六・平一八規則一七三・平二〇規則八六・平二六規則一四四・令元規則八・令二規則二五・一部改正)

(団体貸付の申請)

第五条 法第十四条の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、東京都母子及び父子福祉資金団体貸付申請書(別記第二号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し

なければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の概要及び前年度収支計算書

四 理事である配偶者のない女子若しくは男子及び貸付けを受けようとする事業に使用される配偶者のない女子若しくは男子であつて現に児童を扶養しているもの又は寡婦それぞれの戸籍謄本及び世帯の全員に係る住民票記載事項証明書又は住民票の写し

五 法第十三条第一項第一号及び法第三十一条の六第一項第一号の資金以外の借入金の状況を明らかにした書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(昭五七規則二九・追加、昭五九規則七・平一五規則三一・平二〇規則二四五・平二一規則一五〇・平二六規則一四四・一部改正)

(据置期間の延長)

第六条 令第八条第五項又は令第三十一条の六第五項の規定による据置期間の延長を希望する者は、第四条の申請書に、次に掲げる事項を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 災害を受けた日時

二 災害を受けた被害の程度

三 当該被害を受けた住宅に被害を受けた当時居住していたこと。

2 児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下「改正政令」という。)附則第四条第五項の規定による据置期間の延長を希望する者は、東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金)据置期間延長申請書(別記第二号の二様式)に、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、据置期間の延長の可否を決定し、東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金)据置期間延長承認・不承認通知書(別記第二号の三様式)により当該申請者に対し通知するものとする。

4 令附則第七条第六項又は令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第六項の規定による据置期間の延長を希望する者は、東京都母子及び父子福祉資金(臨時児童扶養等資金)据置期間延長申請書(別記第二号の四様式)に、令附則第七条第六項又は令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第六項に規定する要件に該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による申請があつたときは、据置期間の延長の可否を決定し、東京都母子及び父子福祉資金(臨時児童扶養等資金)据置期間延長承認・不承認通知書(別記第二号の五様式)により当該申請者に対し通知するものとする。

(昭五七規則二九・旧第五条繰下・一部改正、昭六一規則五四・平八規則一五二・

平一四規則二六五・平一五規則二〇六・平二〇規則八六・平二六規則一四四・令元規則八・一部改正)

(保証人)

第七条 保証人は、次の要件を備えた者でなければならない。

- 一 貸付けの日の六月前から都内に住所を有すること。
 - 二 一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいること。
 - 三 法第十三条第一項各号及び法第三十一条の六第一項各号の資金につき他に保証していないこと。
- 2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた者については、その者を保証人とすることができる。
- 3 資金の貸付決定を受けた者又は資金の貸付けを受けている者(以下「借受人」という。)は、保証人を変更する必要があるとき、又は保証人が死亡したときは、新たに保証人を立て、速やかに知事に保証人変更申請書(別記第三号様式)を提出し、承認を得なければならない。
- 4 前項の保証人の変更の承認は、保証人変更承認通知書(別記第五号様式)により行うものとする。

(昭五七規則二九・旧第六条繰下・一部改正、平八規則一五二・平一〇規則一八六・平一五規則三一・平一五規則二〇六・平二一規則一五〇・平二六規則一四四・一部改正)

(増額貸付)

第八条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金(以下「継続資金」と総称する。)の借受人は、その貸付金の額が令第七条第三号、第四号、第五号若しくは第八号又は令第三十一条の五第三号、第四号、第五号若しくは第八号の規定による限度額に満たない場合において、増額を必要とする理由が生じたときは、その限度額の範囲内において、貸付金の増額を申請することができる。

- 2 前項の規定により貸付金の増額の申請をしようとする者は、東京都母子及び父子福祉資金増額貸付申請書(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、申請が令第七条第三号ただし書又は令第三十一条の五第三号ただし書に係るものであるときは同号ただし書に規定する要件に該当することを証する書類の写しを、令第七条第五号又は令第三十一条の五第五号(いずれも加算した額に関する規定に限る。以下2の項において同じ。)に係るものであるときは令第七条第五号又は令第三十一条の五第五号に規定する要件に該当することを証する書類の写しを、それぞれ東京都母子及び父子福祉資金増額貸付申請書に添付しなければならない。

(昭五七規則二九・追加、昭六一規則五四・平一四規則二六五・平一五規則二〇六・平二〇規則八六・平二一規則一五〇・平二六規則一四四・一部改正)

(貸付決定)

第九条 知事は、第四条、第五条又は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による貸付決定の通知は、東京都母子及び父子福祉資金貸付(増額貸付)決定通知書(別記第七号様式)により行うものとする。

3 第一項の規定による貸付不承認の通知は、東京都母子及び父子福祉資金貸付(増額貸付)不承認通知書(別記第八号様式)により行うものとする。

(昭四〇規則一四〇・昭四四規則五五・一部改正、昭五七規則二九・旧第八条繰下・一部改正、平二六規則一四四・一部改正)

(交付請求書の提出)

第十条 事業開始資金、事業継続資金、就職支度資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金又は結婚資金(以下「一時資金」と総称する。)について前条第一項の規定により貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から二十日以内に東京都母子及び父子福祉資金交付(一括交付)請求書(別記第九号様式)に東京都母子及び父子福祉資金借用書(一時資金)(別記第十号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

2 継続資金について前条第一項の規定により貸付決定の通知を受けた者は、東京都母子及び父子福祉資金交付(一括交付)請求書に東京都母子及び父子福祉資金借用書(継続資金)(別記第十一号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定により資金の交付請求書を提出する場合は、前条第二項の通知書を提示しなければならない。

(昭四〇規則一四〇・昭四四規則五五・昭四四規則一二九・一部改正、昭五七規則二九・旧第九条繰下・一部改正、昭五七規則一一七・平八規則一五二・平一二規則三一九・平二一規則一五〇・平二六規則一四四・一部改正)

(貸付決定の取消し)

第十一条 知事は、第九条第一項の規定により貸付決定の通知を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該資金の貸付決定を取り消すことができる。

一 前条に規定する手続をしないとき。

二 故意にいつわりの申請をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

2 前項の規定により貸付決定を取り消したときは、東京都母子及び父子福祉資金貸付取消通知書(別記第十二号様式)により通知するものとする。

(昭五七規則二九・旧第十条繰下・一部改正、平二六規則一四四・一部改正)

第十二条 削除

(昭四四規則五五・昭五七規則二九・旧第十一条繰下)

(貸付けの辞退及び減額)

第十三条 資金の貸付決定を受けた者又は借受人が資金の貸付けを辞退し、又は貸付金の減額を申し出ようとするときは、東京都母子及び父子福祉資金辞退・減額申請書(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による貸付けの辞退又は貸付金の減額の承認の通知は、東京都母子及び父子福祉資金辞退・減額承認通知書(別記第十六号様式)により行うものとする。
- 4 第二項の規定により資金の貸付けの辞退について承認を受けた者が継続資金の借受人であるとき又は同項の規定により貸付金の減額について承認を受けた者が一時資金の借受人であるときは、貸付金の償還方法をあわせて決定し、東京都母子及び父子福祉資金償還方法決定通知書(別記第十七号様式)により通知するものとする。

(平二六規則一四四・一部改正)

(貸付けの停止)

第十四条 知事は、令第十二条若しくは令第十三条又は令第三十一条の七において準用する令第十二条若しくは令第十三条の規定により貸付けの停止を決定したときは、東京都母子及び父子福祉資金貸付停止決定通知書(別記第十八号様式)により借受人に対して通知するものとする。

(平八規則一五二・平一四規則二六五・平一五規則二〇六・平二〇規則八六・平二六規則一四四・一部改正)

(一時償還の命令)

第十五条 令第十六条又は令第三十一条の七において準用する令第十六条の規定により貸付金の全部又は一部の一時償還を請求する場合は、東京都母子及び父子福祉資金償還命令書(別記第二十号様式)により行うものとする。

(平一五規則二〇六・平二六規則一四四・一部改正)

(督促及び違約金)

第十五条の二 償還金を支払期日までに支払わなかつた者に対する督促については、東京都債権管理条例(平成二十年東京都条例第二十五号)第六条に定めるところによる。

- 2 資金の貸付けを受けた者が償還金を支払期日までに支払わなかつた場合の違約金の徴収については、令第十七条又は令第三十一条の七において準用する令第十七条に定めるところによる。

(平一二規則二一四・追加、平一五規則二〇六・平二六規則一四四・一部改正)

(償還金の支払猶予の申請及び承認等)

第十六条 令第十九条若しくは令第三十一条の七において準用する令第十九条、改正政令附則第四条第八項又は令附則第七条第七項若しくは令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第七項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、東京都母子及び父子福祉資金支払猶予申請書(別記第二十一号様式)に、令第十九条第一項第一号又は令第三十一条の七において準用する令第十九条第一項第一号の規定に該当する場合にあつては償還金を支払うことが困難であることを証する書類を、令第十九条第一項第二号若しくは令第三十一条の七において準用する令第十九条第一項第二号、改正政令附

則第四条第八項又は令附則第七条第七項若しくは令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第七項の規定に該当する場合にあつては在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、償還金の支払の猶予の可否を決定し、東京都母子及び父子福祉資金償還金支払猶予承認・不承認通知書(別記第二十二号様式)により当該申請者に対し通知するものとする。
- 3 令第十九条第一項第一号又は令第三十一条の七において準用する令第十九条第一項第一号の規定に該当する場合の償還金の支払猶予の期間は、一年以内とする。ただし、償還金を支払うことが困難である理由が継続している場合は、申請に基づき、その期間を延長することができる。

(昭六一規則五四・平八規則一五二・平一四規則二六五・平一五規則二〇六・平二六規則一四四・令元規則八・一部改正)

(貸付金の償還免除の申請及び決定等)

第十七条 法第十五条第一項又は法第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第一項の規定による貸付金の償還の免除を受けようとする者は、東京都母子及び父子福祉資金償還免除申請書(別記第二十四号様式)に償還ができないことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、貸付金の償還の免除の可否を決定し、東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還免除承認・不承認通知書(別記第二十五号様式)により当該申請者に対し通知するものとする。

(平八規則一五二・平一五規則三一・平二六規則一四四・一部改正)

(特例児童扶養資金又は臨時児童扶養等資金の一部の償還の免除の申請及び決定等)

第十七条の二 条例第二条の規定による特例児童扶養資金又は母子臨時児童扶養等資金若しくは父子臨時児童扶養資金(以下「臨時児童扶養等資金」という。)の償還未済額の一部の償還の免除を受けようとする者は、東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金・臨時児童扶養等資金)償還未済額一部償還免除申請書(別記第二十六号様式)に償還ができないことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、特例児童扶養資金又は臨時児童扶養等資金の償還未済額の一部の償還の免除の可否を決定し、東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金・臨時児童扶養等資金)一部償還免除承認・不承認通知書(別記第二十六号の二様式)により当該申請者に対し通知するものとする。

(平一五規則一九一・追加、平二六規則一四四・令元規則八・一部改正)

(改名等の届出)

第十八条 借受人又は連帯借受人は、借受人、連帯借受人又は保証人が、氏名若しくは名称を変更し、住所若しくは事務所若しくは事業場の所在地を移転し、又は改印したときは、速やかに、異動届(別記第二十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭四四規則五五・平八規則一五二・平一五規則二〇六・平二六規則一四四・一部改正)

(休学の届出等)

第十九条 継続資金の貸付けを受けて就学している者が休学し、停学し、又は復学したときは、当該資金の借受人は、速やかに休学・停学・復学届(別記第三十号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、休学の届出により資金の交付の停止又は減額を決定した場合は、東京都母子及び父子福祉資金交付停止・減額通知書(別記第三十一号様式)により当該資金の借受人に対して通知するものとする。

3 知事は、復学の届出があつた場合は、貸付資格等について再調査の上、東京都母子及び父子福祉資金交付再開決定通知書(別記第三十二号様式)により当該資金の借受人に対して通知するものとする。

(昭五七規則二九・平八規則一五二・平二一規則一五〇・平二六規則一四四・一部改正)

(卒業の届出等)

第二十条 継続資金又は就学支度資金の借受人は、本人又は連帯借受人が修学を終了したとき、又は知識技能を習得する期間が満了したときは、卒業・修了届(別記第三十三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 卒業または修了の届出があつた場合における貸付金の償還方法の決定及び通知については、第十三条第四項の規定を準用する。

(昭四四規則五五・平八規則一五二・平二一規則一五〇・平二六規則一四四・一部改正)

(死亡の届出)

第二十一条 継続資金の連帯借受人又は保証人は、当該資金の借受人が死亡したときは、速やかに、死亡届(別記第三十四号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、引き続き継続資金の貸付けを受けようとする者は、令第五条第二項各号又は令第三十一条の三第二項各号に掲げる事項に該当することを証する書類及び保証人の同意書を死亡届と同時に提出しなければならない。

2 借受人は、連帯借受人が死亡したときは、すみやかに、死亡届を知事に提出しなければならない。

(平一五規則二〇六・平二六規則一四四・一部改正)

(貸付資格等の変更の届出)

第二十一条の二 次の表の上欄に掲げる資金の借受人は、同表の下欄に規定する事由が生じたときは、速やかに、東京都母子及び父子福祉資金貸付資格等変更届(別記第三十四号の二様式)を知事に提出しなければならない。

資金の種別	届出の事由
修学資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 修学資金の貸付けにより修学をしている者が、修学することをやめたとき。 2 修学資金の貸付けを受けている配偶者のない女子又は男子が、配偶者のない女子若しくは男子でなくなり、又は当該資金の貸付けにより修学をしている者を扶養しなくなったとき。 3 修学資金の貸付けを受けている児童(二十歳以上である者及び二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)が、令第五条第二項各号又は第三十一条の三第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
技能習得資金及び生活資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 借受人が、配偶者のない女子又は男子でなくなったとき。 2 借受人が、扶養している全ての者が、児童でなくなったとき。 3 借受人が、児童を扶養しなくなったとき。 4 借受人が、知識技能の習得をやめたとき。 5 借受人が、失業者でなくなったとき。
修業資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 修業資金の貸付けにより知識技能を習得している者が、当該知識技能の習得をやめたとき。 2 修業資金の貸付けを受けている配偶者のない女子又は男子が、配偶者のない女子若しくは男子でなくなり、又は当該資金の貸付けにより知識技能を習得している者を扶養しなくなったとき。 3 修業資金の貸付けを受けている児童(二十歳以上である者及び二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)が、令第五条第二項各号又は第三十一条の三第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
特例児童扶養資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 借受人が、児童を扶養しなくなったとき。 2 借受人が、配偶者のない女子でなくなり、又は児童扶養手当の受給資格者でなくなったとき。

(昭六一規則五四・追加、平八規則一五二・平一三規則一八一・平一四規則二六五・平一五規則二〇六・平一八規則一七三・平二〇規則八六・平二六規則一四四・一部改正)

(理事の変更届)

第二十二條 資金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、その理事に変更があつたとき

は、理事変更届(別記第三十五号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、新たに理事に就任した者が配偶者のない女子又は男子であるときは、その者の戸籍謄本及び世帯の全員に係る住民票記載事項証明書又は住民票の写しを添えなければならない。

(昭五九規則七・平二六規則一四四・一部改正)

(報告書の提出等)

第二十三条 知事は、資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、貸し付けた資金の用途又は母子・父子福祉団体の貸付けを受けた当該事業に使用される者の雇用状況その他必要な事項について、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(平二六規則一四四・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の東京都母子福祉資金貸付細則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により調整した用紙でこの規則施行の際現存するものについては、昭和四十年三月三十一日までは、なお使用することができる。

付 則(昭和四〇年規則第一四〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項中「届書その他の書類のうち、」の下に「特別区の存する区域に居住する者に係るものは当該特別区の区長を、」を加える改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則の定めによりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の東京都母子福祉資金貸付規約の規定によつてなされたものとみなす。

付 則(昭和四〇年規則第一五二号)

この規則は、昭和四十年七月一日から施行する。

付 則(昭和四一年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第五五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の東京都母子福祉資金貸付規則(以下「旧規則」という。)の定めによりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の東京都母子福祉資金貸付規則の規定によつてなされたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により調整した用紙で、この規則施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(昭和四四年規則第一二九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年五月十日から適用する。

附 則(昭和四五年規則第一三二号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前のこの規則による改正に係る規則(前項に規定する規則を除く。)の規定に基づき作成した様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則(昭和四五年規則第一六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年七月十日から適用する。

附 則(昭和四六年規則第二四一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第一一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第二九号)

- 1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(昭和五七年規則第一一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第七号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、次に掲げる様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 六 第七条の規定による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号様式、第二号様式、第四号様式、第五号様式、第十号様式及び第十一号様式

附 則(昭和六一年規則第五四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号様式及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則(平成三年規則第二〇二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号の二様式、第二号の三様式、第二号の四様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第十二号様式、第十六号様式から第二十号様式まで、第二十二号様式、第二十三号様式、第二十五号様式、第二十六号様式、第三十一号様式及び第三十二号様式による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成五年規則第七八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第一五二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号様式、第一号の二様式、第二号の二様式、第二号の三様式、第三号様式、第五号様式から第十八号様式まで、第二十号様式から第二十二号様式まで、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十七号様式、第三十号様式から第三十四号の二様式まで及び第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一〇年規則第一八六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号の二様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第九号様式、第十五号様式及び第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一二年規則第二一四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第三一九号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都母子福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則(平成一三年規則第一八一号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都母子福祉資金貸付規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則(平成一四年規則第二六五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都母子福祉資金貸付規則の規定中特例児童扶養資金に係る部分は、平成十四年度分の貸付金の貸付けから適用する。
- 3 この規則の施行前に、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた申請に係る貸付金の貸付け及び返還については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式(裏)、第二号の二様式、第二号の三様式、第十一号様式及び第三十四号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一五年規則第三一号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一九一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

2 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第百五十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

3 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第百五十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一五年規則第二〇六号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号様式、第六号様式、第九号様式から第十一号様式まで、第十五号様式、第二十号様式、第二十一号様式、第二十四号様式、第二十七号様式、第三十号様式、第三十三号様式及び第三十四号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一八年規則第一七三号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都母子福祉資金貸付規則第四条第三号の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第三十四号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第八六号)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号様式、第六号様式から第十二号様式まで、第十五号様式から第十七号様式まで、第二十号様式から第二十二号様式まで、第二十四号様式、第二十七号様式、第三十号様式、第三十三号様式及び第三十四号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第二四五号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一五〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第十号様式、第十一号様式及び第三十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二六年規則第一四四号)

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る母子及び父子福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る母子福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子福祉資金貸付規則別記第一号様式、別記第二号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式から別記第十二号様式まで、別記第十五号様式から別記第十八号様式まで、別記第二十号様式から別記第二十二号様式まで、別記第二十四号様式から別記第二十七号様式まで、別記第三十号様式から別記第三十三号様式まで及び別記第三十四号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二六年規則第一七九号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二一三号)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降の申請に係る母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則別記第一号様式及び第二十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年規則第八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則別記第二十六号様式及び第二十六号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年規則第三〇号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和二年規則第二五号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

(表)

東京都母子及び父子福祉資金				(個人用)			
※受理番号		号		貸付申請書			
※受理年月日		年 月 日		※貸付決定 記号番号		第 号	
				年 月 日		年 月 日	
資金の種類	資金			資金の種類	資金		
申込金額	円			※貸付金額	円		
貸付期間	年 月から 年 月まで			貸付期間	年 月から 年 月まで		
償還方法	賦 回償還			償還方法	賦 回償還		
据置期間	年 月			据置期間	年 月		

(※欄には記入しないでください。)

申 請 者	フリガナ氏名				生年月日	年 月 日	歳
	住所						
	電話	(自宅)					
		(携帯)					
	個人番号						
	職業			都民となつた年月	年 月	収入(月収)	
	勤務先	名称					
		電話					
		所在地					
	住宅の状況	・借家 ・持家					
母子家庭又は父子家庭となつた理由	病死・交通事故死・離婚 遺棄・生死不明・未婚 その他()				その他の収入		
申請者の勤労収入				円			
家族の収入				円			
児童扶養手当				円			
育成手当				円			
養育費				円			
				円			
計				円			
特記事項							

修学、修業若しくは就職し又は医療を受ける児童等	フリガナ氏名			申請者との関係		電話	
住所							
修学、修業、技能習得又は就職先	名称			所在地			
	年 月 編入学			年 月卒業予定	年 月就職見込		
	部 科第 学年在学			年 月修了予定	収入見込額 円		

未成年後見人又は親権者(申請者が父母のない児童又は配偶者のない女子若しくは男子が扶養している児童の場合)	フリガナ氏名			生年月日	年 月 日	申請者との関係	
	住所						
	電話(自宅)				電話(携帯)		

(日本産業規格A列4番)

(裏)

家族の状況	申請者との関係	氏名	生年月日	年齢	職業(学年)	収入
貸付けを受けようとする理由						
償還の財源						
借入金の状況	借入金の種類					
	借入金額					
	借入年月日					
	未償還額					
	償還完了予定年月日					
実施機関						
児童扶養手当受給状況	有・申請手続中・無	児童扶養手当証書の記号・番号				

連帯保証人	フリガナ氏名		生年月日	年月日	申請者との関係			
	住所							
	電話(自宅)		電話(携帯)					
	職業		月収	円	都民となった年	月	年	月
	勤務先	名称	電話					
所在地								

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定事項を承知し、資金を借用したいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 ①

連帯借受人 ①

上記の申請について同意します。

未成年後見人又は親権者 ①

上記の借用について連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人 ①

殿

(※印鑑登録証明書や借用書に押印する印鑑と同じ印鑑を押印してください。)

第1号の2様式(第4条、第5条及び第22条関係)

住民票記載事項証明書

殿

年 月 日

申請者 住 所

氏 名



次の件について証明してください。

- 1 下記に記載の者は、住民基本台帳に記載のある同一世帯の全員であること。
- 2 下記の事項は、住民基本台帳の記載と同一であること。

記

住 所				世帯主	
氏 名	出 生 の 年 月 日	性 別	世帯主との続柄	住民となった日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	
	年 月 日生			年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日



(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5条関係)

※ 受理番号		第 号		東京都母子及び父子福祉資金				※ (団体用)	
受理年月日		年 月 日		団 体 貸 付 申 請 書				貸付決定 記号番号	第 号
資金の種類		資金		※ 決	資金の種類		資金		
申 込 金 額		円		貸 付 金 額		円			
償 還 方 法 及 び 期 間		賦 年 償 還		償 還 方 法 及 び 期 間		賦 年 償 還			
据 置 期 間		年 月		据 置 期 間		年 月			
法人の名称及び主たる事務所の所在地		ふりがな		所 在 地		設 立 登 記		年 月 日	
		所 在 地							
法人の設立許可(認可)及び登記		設 立 許 可 (認 可)		年 月 日		設 立 登 記		年 月 日	
貸付けを受けようとする事業場の所在地等	事業場の所在地								
	事業の種類								
	事業場の使用人員		法に定める配偶者のない女子若しくは男子であつて現に児童を扶養しているもの又は寡婦		そ の 他 の 者		計		
			名			名			名

(※欄には記入しないでください。)

法人 の 年 の 資 産 の 日 現 在 状 況	物件別		土 地	建 物	附帯設備	器 具 備 品	有価証券	預金現金	そ の 他	計
	基本 財産	数 量	平方メートル	構造 平方メートル	構造	品名 数量	種類			
		評 価 額	円	円	円	円	円	円	円	円
	運用 財産	数 量	平方メートル	構造 平方メートル	構造	品名 数量	種類			
		評 価 額	円	円	円	円	円	円	円	円
	負 債	内訳	東京都母子及び父子福祉資金借入金		そ の 他 の 借 入 金		未 払 金	そ の 他	計	
		金 額	円		円		円		円	
資 産 総 額		円		正味資産額(資産総額-負債)				円		
貸付を受けようとする事業の計画 及び資金の用途についての計画										

償 還 計 画	償 還 年 次	償 還 金 充 当 財 源 の 調 達 方 法
	1 (年)	
	2 (年)	
	3 (年)	
	4 (年)	
	5 (年)	
	6 (年)	
	7 (年)	

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定事項を承
 知し、東京都母子及び父子福祉資金 資金を 年間借用したいので、別紙関係書類を添えて申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地
 法 人 の 名 称
 代 表 者 職 氏 名

殿 印

第2号の2様式(第6条関係)

東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金)据置期間延長申請書						
第一回	貸付決定 記号番号	第 号	貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで	児童扶養 手当証書 の 番 号	
	貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸 金 付 額	円	据置期間 の満了 する日	年 月 日
第二回	貸付決定 記号番号	第 号	貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで	児童扶養 手当証書 の 番 号	
	貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸 金 付 額	円	据置期間 の満了 する日	年 月 日
第三回	貸付決定 記号番号	第 号	貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで	児童扶養 手当証書 の 番 号	
	貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸 金 付 額	円	据置期間 の満了 する日	年 月 日
第四回	貸付決定 記号番号	第 号	貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで	児童扶養 手当証書 の 番 号	
	貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸 金 付 額	円	据置期間 の満了 する日	年 月 日
第五回	貸付決定 記号番号	第 号	貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで	児童扶養 手当証書 の 番 号	
	貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸 金 付 額	円	据置期間 の満了 する日	年 月 日
延長を申請する期間		据置期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで				
上記のとおり特例児童扶養資金の据置期間の延長を受けたいので、申請します。						
年 月 日						
				借 受 人	住 所	①
				連 帯 保 証 人	住 所	
					氏 名	①
					氏 名	①
殿						

(日本産業規格A列4番)

第2号の3様式(第6条関係)

		番	号
		年	月 日
様			
東京都			印
東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金)据置期間延長承認・不承認通知書			
年 月 日付で申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金)の据置期間の延長については、下記の { とおり延長する / 理由により延長しない } ことに決定したので、通知します。			
記			
区 分	貸付決定記号番号	貸 付 決 定 年 月 日	貸 付 金 額
第 1 回	第 号	年 月 日	円
第 2 回	第 号	年 月 日	円
第 3 回	第 号	年 月 日	円
第 4 回	第 号	年 月 日	円
第 5 回	第 号	年 月 日	円
延 長 期 間	据置期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで		
不承認理由			
備 考			

(日本産業規格A列4番)

第2号の4様式(第6条関係)

東京都母子及び父子福祉資金
(臨時児童扶養等資金)据置期間延長申請書

※該当しない事項は、二重線で抹消してください。

貸付決定 記号番号	第 号	貸付決定 年 月 日	年 月 日
貸付金額	円		
貸付期間	年 月分から		年 月分まで
据置期間の 満了する日	年 月 日		
延長を申請 する期間	据置期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで		

上記のとおり{母子臨時児童扶養等資金
父子臨時児童扶養資金}の据置期間の延長を受けたいので申請します。

年 月 日

借受人住所
氏名

㊟

連帯借受人住所
氏名

㊟

殿

(日本産業規格A列4番)

第2号の5様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都

印

東京都母子及び父子福祉資金
(臨時児童扶養等資金)据置期間延長承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金
{母子臨時児童扶養等資金}の据置期間の延長については、下記の{とおり延長する
{父子臨時児童扶養資金}理由により延長しない}
ことに決定したので、通知します。

記

貸付決定 記号番号	第 号	貸付決定 年 月 日	年 月 日
貸付金額	円		
貸付期間	年 月分から 年 月分まで		
据置期間の 満了する日	年 月 日		
延長を申請 する期間	据置期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで		
不承認理由			
備 考			

※該当しない事項は、二重線で抹消すること。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第7条関係)

保証人変更申請書				※貸付決定 記号番号	第 号	
				※貸付決定 年 月 日	年 月 日	
(※欄には記入しないでください。)						
新 保 証 人	氏名		生年月日	年 月 日	借受人 との関係	
	住所				都民とな った年月	年 月
	電話 (自宅)		電話 (携帯)			
	職業		月 収			
	勤務先	名 称	電 話			
	所在地					
旧 保 証 人	氏名		生年月日	年 月 日	借受人 との関係	
	住所					
変 更 理 由						

上記のとおり保証人の変更をしたいので、承認してください。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名 ㊟

殿

承認を受けたときは、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定事項を承知し、
資金 円を、借受人 と連帯して債務を負担することを約しま
す。

年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟
生年月日

殿

第5号様式(第7条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都

印

保証人変更承認通知書

年 月 日付で申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金の保証人変更については、下記のとおり承認します。

記

新保証人	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			

旧保証人	氏 名			
	住 所			

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第8条関係)

※ 東京都母子及び父子福祉資金増額貸付申請書		貸付決定 記号番号	第	号
		貸付決定 年月日	年	月

(※欄には記入しないでください。)

資 金 の 種 類		資 金					
増額申請の内容	増額金額	金	円	既貸付決定内容	貸付金額	金	円
	増額期間	年	月	日から	貸付期間	年	月
増額貸付を決定した場合の貸付決定総額		金 円					
増額申請理由							

上記のとおり 資金の貸付金額の増額を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名 ㊟

連帯借受人 住 所

氏 名 ㊟

上記の申請について同意します。

未成年後見人又は親権者 住 所

(借受人が父母のない児童又は配偶者のない女子若しくは男子が扶養している児童の場合)

氏 名 ㊟

上記の借用について連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人 住 所

氏 名 ㊟

殿

第7号様式(第9条関係)

様		番 号	
		年 月 日	
		東京都	
		印	
東京都母子及び父子福祉資金 貸付(増額貸付)決定通知書			
年 月 日付で申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金の貸付け(増額貸付け)については、下記のとおり貸し付けることに決定したので、通知します。			
記			
貸付決定番号	第 号	資 金 の 種 類	資 金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付(増額貸付)決定金額	円		
貸付(増額貸付)期間	年 月 日から 年 月 日まで		
増額貸付けを決定した場合の貸付決定総額	円	既貸付決定金額	円
		既貸付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
据置期間	貸し付けた日から 年 月		
	卒業・修了の日から		
償還期間	据置期間の満了する日の翌日から 年 月		
償還方法	賦償還・毎回 円ずつ 回		
連帯借受人氏名			
備 考			

(日本産業規格A列4番)

第8号様式(第9条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都



東京都母子及び父子福祉資金貸付(増額貸付)不承認通知書

年 月 日付で申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金(資
金)の貸付け(増額貸付け)については、下記の理由により貸付け(増額貸付)をしない
ことに決定したので通知します。

記

理 由

(日本産業規格A列4番)

第9号様式(第10条関係)

東京都母子及び父子福祉資金 交付(一括交付)請求書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">※貸付決定 記号番号</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">第</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">※貸付決定 年月日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">(※欄には記入しないでください。)</p>	※貸付決定 記号番号	第	号	※貸付決定 年月日	年	月 日
※貸付決定 記号番号	第	号					
※貸付決定 年月日	年	月 日					
請 求 金 額	円						
請求内訳及び一括交付期間	(継続資金のみ記入) 円 (年 月分から 年 月分まで)						
一括交付を必要とする理由							

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則に基づき貸付決定を受けた 資金と
 して、上記金額の 交 付 を請求します。
 一括交付

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ㊟

上記のことについて同意します。

未成年後見人又は親権者 住 所

〔借受人が父母のない児童又は
配偶者のない女子若しくは男
子が扶養している児童の場合〕

氏 名 ㊟

殿

(日本産業規格A列4番)

第10号様式(第10条関係)

東京都母子及び父子福祉資金
借 用 書
(一時資金)

(※1)	貸付決定 記号番号	第 号
	貸付決定 年 月 日	年 月 日

(※1欄には記入しないでください。)

資金の種類	資 金
借 受 金 額	金 円
利 子	有利子(年 パーセント)・無利子
借 受 期 日	年 月 日
(※2)償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
(※2)償還方法	賦償還・毎回 円ずつ 回

(※2欄は、就学支度資金で卒業・修了後に償還方法を決定する場合は記入不要)

上記のとおり借用了。については、東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定事項を守り、相違なく返済します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 (印)

連帯借受人 住 所
氏 名 (印)

上記のことについて同意します。

未成年後見人又は親権者 住 所
(借受人が父母のない児童又は
配偶者のない女子若しくは男
子が扶養している児童の場合)
氏 名 (印)

連帯保証人 住 所
氏 名 (印)

殿

(日本産業規格A列4番)

第11号様式(第10条関係)

東京都母子及び父子福祉資金							
借用書	※						
(継続資金)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">貸付決定 記号番号</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>貸付決定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>増額貸付 決定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	貸付決定 記号番号	第 号	貸付決定 年 月 日	年 月 日	増額貸付 決定年月日	年 月 日
貸付決定 記号番号	第 号						
貸付決定 年 月 日	年 月 日						
増額貸付 決定年月日	年 月 日						
(※欄には記入しないでください。)							
資金の種類	資 金						
借受金額	金 円						
利 子	有利子(年 パーセント)・無利子 一部(借受金額内訳) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black;">有利子分</td> <td style="border: 1px solid black;">金 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">無利子分</td> <td style="border: 1px solid black;">金 円</td> </tr> </table>	有利子分	金 円	無利子分	金 円		
有利子分	金 円						
無利子分	金 円						
貸付決定金額 (内 訳)	金 円 年度 円 年度 円 年度 円 年度 円 年度 円						
借受期間	年 月 日から 年 月 年 月 日まで						

上記のとおり借用しました。については、東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定事項を守り、相違なく返済します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 (印)

連帯借受人 住 所
氏 名 (印)

上記のことについて同意します。

未成年後見人又は親権者 住 所
 (借受人が父母のない児童又は
 配偶者のない女子若しくは男
 子が扶養している児童の場合)
 氏 名 (印)

連帯保証人 住 所
氏 名 (印)

殿

第12号様式(第11条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都

印

東京都母子及び父子福祉資金貸付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で貸付決定の通知をした東京都母子及び父子福祉資金について東京都母子及び父子福祉資金貸付規則第11条第1項^(第1号)_(第2号)の規定によりこれを取り消したので、通知します。

貸付決定 記号番号	第 号	資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定金額	金 円		
資金交付済額	金 円		
返還期限	年 月 日		

(日本産業規格A列4番)

第15号様式(第13条関係)

※ 貸付決定記号番号 東京都母子及び父子福祉資金辞退・減額申請書		第 号 年 月 日
(※印欄は記入しないでください。)		
資金の種類	資 金	
辞退・減額金額	金 円	
辞退・減額期間	年 月 日から 年 月 日まで	
辞退・減額理由		
辞退・減額後の貸付総額	金 円	
辞退・減額後の償還方法	賦償還毎回 円ずつ 年 月 日から (年 月) 年 月 日まで	
卒業・修了後に償還を希望するときは、在学証明書を添付のこと。		
上記のとおり 資金の貸付けを辞退したい 貸付金額の減額を希望する ので、申請します。		
年 月 日		
借 受 人 住 所 氏 名 ㊟		
上記の申請について同意します。		
未成年後見人又は親権者 住 所 (借受人が父母のない児童又は 配偶者のない女子若しくは男 子が扶養している児童の場合) 氏 名 ㊟		
殿		

第16号様式(第13条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都

印

東京都母子及び父子福祉資金貸付辞退・減額承認通知書

年 月 日付で申請のあつた下記の東京都母子及び父子福祉資金の辞退・減額については、承認します。

記

貸付決定番号	第 号	資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定金額	金 円		
資金交付済額	金 円		
辞退・減額金額	金 円		
辞退・減額をした場合の貸付総額	金 円		
辞退・減額期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(日本産業規格A列4番)

第17号様式(第13条、第20条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都

印

東京都母子及び父子福祉資金償還方法決定通知書

あなたに対する東京都母子及び父子福祉資金の貸付けについて、下記のとおり償還の方法を決定したので、通知します。

記

連帯借受人氏名			
貸付決定 記号番号	第 号	資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金額	金 円		
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで		
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
償還方法	賦償還 回 毎回 円ずつ		

(日本産業規格A列4番)

第18号様式(第14条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都



東京都母子及び父子福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに対する東京都母子及び父子福祉資金の貸付けについては、下記の理由により母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 条第 項第 号の規定に基づき、 年 月 日からその貸付けを停止します。

記

貸付決定 記号番号	第 号	資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定金額	金 円		
貸付済額	金 円		
(理由)			
貸付停止後の 償還方法	賦償還 ・ 毎回 円ずつ 回		
	年 月 日から (年 月) 年 月 日まで		

(日本産業規格A列4番)

第20号様式(第15条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都

印

東京都母子及び父子福祉資金償還命令書

あなたに対する東京都母子及び父子福祉資金の貸付けについては、下記の理由により母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 条第 号に該当するので、一時償還するよう命じます。

記

貸付決定 記号番号	第 号	資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金額	金 円		
既貸付金額	金 円		
一時償還金額	金 円		
納付期限	年 月 日		
(理由)			

(日本産業規格A列4番)

第21号様式(第16条関係)

東京都母子及び父子福祉資金 支払猶予申請書		※貸付決定 記号番号	第 号
		※貸付決定 年 月 日	年 月 日
(※欄には記入しないでください。)			
借 受 金	資 金 の 種 類	資 金	借 受 金 額
	償 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	借受年月日 (借受期間)
	償 還 方 法	賦償還・毎回	円ずつ 回
償 還 状 況	現在までの契約による償還予定額	年 月 日 から 年 月 日まで	回分 円
	上記のうち償還済額	年 月 日 から 年 月 日まで	回分 円
支 払	支払猶予申請金額	円 年 月 日 から 年 月 日まで	回分償還金
	支払猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月)	
猶 予 理 由	借受人において支払が困難である理由		
	連帯借受人においても支払が困難である理由		
<p>上記のとおり 資金の償還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 住 所 (事務所所在地) 法人の名称 氏 名 (代表者職氏名) ㊟</p> <p>上記の申請について同意します。</p> <p style="text-align: right;">連 帯 借 受 人 住 所 (借受人が父母のない児童の場合は未成年後見人又は配偶者のない女子若しくは男子が扶養している児童の場合は親権者) 氏 名 ㊟ 借受人の相続人 住 所 ㊟ 連 帯 保 証 人 住 所 ㊟ 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

第22号様式(第16条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都



東京都母子及び父子福祉資金償還金
支払猶予承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金の償還金の支払猶予については、下記の $\left\{ \begin{array}{l} \text{とおり猶予する} \\ \text{理由により猶予しない} \end{array} \right\}$ ことに決定したので、通知します。

記

貸付決定番号	第 号	資 金 の 種 類	資 金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金額	円		
支払猶予承認番号	第 号	支払猶予承認年月日	年 月 日
支払猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月)		
支払猶予承認金額	金 円〔 年 月 日から 年 月 日まで 年月 回分償還金〕		
支払猶予期間経過後の償還	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 賦償還 毎回 円ずつ		
支払猶予承認事由	災害・盗難・疾病・負傷・その他()・修学・修業		
不承認理由			
備考			

(日本産業規格A列4番)

第24号様式(第17条関係)

東京都母子及び父子福祉資金 償還免除申請書		※貸付決定 記号番号	第 号
		※貸付決定 年 月 日	年 月 日

(※欄には記入しないでください。)

借 受 金	資金の種類	資金	借受金額	円
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	借受年月日 (借受期間)	年 月 日から 年 月 日まで
	償還方法	賦償還・毎回 円ずつ 回		
	借受人氏名		連帯借受人氏名	
償 還 状 況	現在までの契約による償還予定額	年 月 日から 年 月 日まで	回分	円
	上記のうち償還済額	年 月 日から 年 月 日まで	回分	円
償 還 免 除 申 請 理 由	償還免除申請金額	円	年 月 日から 年 月 日まで	回分償還金
	借受人、連帯借受人、連帯保証人及び借受人の相続人において償還金の支払ができない理由			

上記のとおり 資金の貸付金の償還免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ㊟

上記の申請について同意します。

連 帯 借 受 人 住 所

借受人が父母のない児童
の場合は未成年後見人又
は配偶者のない女子若し
くは男子が扶養している
児童の場合は親権者

氏 名 ㊟

借受人の相続人 住 所 ㊟

氏 名 ㊟

連 帯 保 証 人 住 所 ㊟

氏 名 ㊟

東京都知事 殿

第25号様式(第17条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都知事



東京都母子及び父子福祉資金貸付金
償還免除承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金貸付金の償還免除については、下記の $\left\{ \begin{array}{l} \text{とおり免除する} \\ \text{理由により免除しない} \end{array} \right\}$ ことに決定したので、通知します。

記

貸付決定番号	第 号	資金の種類	資 金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金額	円		
償還免除番号	第 号	償還免除決定年月日	年 月 日
償還免除金額	円	年 月 日から 年 月 日まで	回分償還金
不承認理由			
備 考			

(日本産業規格A列4番)

第26号様式(第17条の2関係)

東京都母子及び父子福祉資金 (特例児童扶養資金 ・臨時児童扶養等資金) 償還未済額一部償還免除申請書		※貸付決定 記号番号	第 号
		※貸付決定 年 月 日	年 月 日
(※欄には記入しないでください。) (※該当しない事項は、二重線で抹消してください。)			
借	資金の種類 特例児童扶養資金 母子臨時児童扶養等資金 父子臨時児童扶養資金	借受金額 円	
	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで	借受年月日 (借受期間) 年 月 日から 年 月 日まで	
受	償還方法 賦償還・毎回 円ずつ 回		
	借受人名 氏名	免除申請者 氏名	
金	借受人 個人番号		
	償還状況 現在までの 契約による 償還予定額	年 月 日から 年 月 日まで	回分 円
償還	上記のうち 償還済額	年 月 日から 年 月 日まで	回分 円
	償還免除 申請金額	円 年 月 日から 年 月 日まで	回分償還金
免除	借受人の 状況		
	所得の状況		
上記のとおり { 特例児童扶養資金 } { 母子臨時児童扶養等資金 } の貸付金の償還未済額の一部償還免除 { 父子臨時児童扶養資金 }			
を受けたいので、関係書類を添えて申請します。申請内容の審査のために、行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号を利用した都民税、道府県民税、特別区民税又は市町村民税の情報の取得に同意 します。			
年 月 日			
借 受 人 住 所 氏 名 ㊟ 借受人の相続人 住 所 氏 名 ㊟ 連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 ㊟			
東京都知事 殿			

(日本産業規格A列4番)

第26号の様式(第17条の2関係)

番 号
年 月 日

様

東京都知事

印

東京都母子及び父子福祉資金
(特例児童扶養資金・臨時児童扶養等資金)
一部償還免除承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあつた東京都母子及び父子福祉資金

{ 特例児童扶養資金 }
{ 母子臨時児童扶養等資金 } の一部償還免除については、下記の { とおり免除する }
{ 父子臨時児童扶養資金 } { 理由により免除しない }

ことに決定したので、通知します。

記

貸付決定番号	第 号	資金の種類	特例児童扶養資金 母子臨時児童扶養等資金 父子臨時児童扶養資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金額	円		
償還免除番号	第 号	償還免除決定年月日	年 月 日
償還免除金額	円	年 月 日から 年 月 日まで	回分償還金
不承認理由			
備考			

※該当しない事項は、二重線で抹消すること。

(日本産業規格A列4番)

第27号様式(第18条関係)

異 動 届		※貸付決定 記号番号	第 号	
		※貸付決定 年 月 日	年 月 日	
		※ 借受人氏名		

(※欄には記入しないでください。)

異動者氏名(名称)	借受人との関係	異動の発生年月日	届 出 の 理 由
	<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 連帯借受人 <input type="checkbox"/> 連帯保証人		

異 動 事 項	内 容			
住 所(所 在 地)	新住所(所在地)	電 話		
	旧住所(所在地)			
氏 名(名 称)	新 氏 名(名 称)		旧 氏 名(名 称)	
改 印	新 印 鑑		旧 印 鑑	

上記のとおり異動が生じたので、関係書類(住民票の写し、戸籍抄本又は印鑑証明書)を添えて届け出ます。

年 月 日

届 出 人 住 所
(事務所所在地)
法 人 の 名 称
届 出 人 氏 名
(代表者職氏名) ㊟

上記のことについて確認します。

未成年後見人又は親権者 住 所
(届出人が未成年者の場合)
氏 名 ㊟

殿

(日本産業規格A列4番)

第30号様式(第19条関係)

休学・停学・復学届		※貸付決定 記号番号	第	号
		※貸付決定 年 月 日	年 月 日	
(※欄には記入しないでください。)				
在 学 学 校 名		学 年		
氏 名				
休学・停学・復学 年 月 日	年 月 日から			
休学・停学・復学 理 由				

上記のとおり休学・停学・復学したので、届け出ます。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 印

上記のことについて同意します。

未成年後见人又は親権者 住 所
〔借受人が父母のない児童又は
配偶者のない女子若しくは男
子が扶養している児童の場合〕
氏 名 印

殿

上記のとおり休学・停学・復学したことを証明します。

年 月 日

学 校 名
所 在 地
学校長名 印

(日本産業規格A列4番)

第31号様式(第19条関係)

番 号
年 月 日

様

東京都



東京都母子及び父子福祉資金交付停止・減額通知書

あなたに対する東京都母子及び父子福祉資金の貸付けについて、下記の理由により

〔資金の交付を停止します。〕
〔資金の交付額を減額します。〕

なお、休学期間の延長又は復学をする場合は、速やかに所定の手続をしてください。

記

貸記 貸年	付号 付月	決番 決月	定号 定日	第 号 年 月 日	資金の種類	資金
貸金	付	決	定額	金	円	
資金交付済額				金	円	
資金交付停止期間・資金 交付額減額期間				年 月から 年 月まで	(年 月)	
減額期間中の資金交付額				金	円	
理由						

(日本産業規格A列4番)

第32号様式(第19条関係)

番 号

年 月 日

様

東京都

印

東京都母子及び父子福祉資金交付再開決定通知書

年 月 日付第 号で〔資金交付の停止〕
〔資金交付額の減額〕をした東京都母子及び父子
福祉資金について、〔資金交付を再開〕
〔交付額を増額〕することを決定したので、通知します。

記

貸付決定記号番号	第 号	資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定金額	金 円		
資金交付済額 (内 訳)	金 円		
	金 円 年 月から 年 月まで		
	金 円 年 月から 年 月まで		
資金交付再開 増額年月日	年 月分から		

(日本産業規格A列4番)

第33号様式(第20条関係)

卒業・修了届	技能習得 修学・修業 資金	※貸付決定記号番号	第	号	
		※貸付決定年月日	年	月	日
		※貸付決定金額		円	
		年 月 から 年 月 まで貸付け			
	就学支度資金	※貸付決定記号番号	第	号	
		※貸付決定年月日	年	月	日
		※貸付決定金額		円	

(※欄には記入しないでください。)

卒業・修了学校名		卒業・修了 年 月 日	年 月 日	
卒業・修了後の貸付 金の償還方法の希望	資金の 種類		貸付金額	円
	償還 方法	賦償還 毎回 円ずつ(回払い) 年 月 日から (年 月) 年 月 日まで		
	資金の 種類		貸付金額	円
	償還 方法	賦償還 毎回 円ずつ(回払い) 年 月 日から (年 月) 年 月 日まで		

上記のとおり、卒業・修了したので、届け出ます。
年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 (印)

連 帯 借 受 人 住 所
氏 名 (印)

上記のことについて確認します。
未成年後見人又は親権者 住 所
(借受人が父母のない児童又は
配偶者のない女子若しくは男
子が扶養している児童の場合)

氏 名 (印)

殿

(日本産業規格A列4番)

第34号様式(第21条関係)

死 亡 届	※貸付決定 記 号 番 号	第	号
	※貸付決定 年 月 日	年	月 日

(※欄には記入しないでください。)

死亡者氏名	
死亡年月日	年 月 日
死亡者住所	

上記のとおり、資金の借受人・連帯借受人が死亡したので、届け出ます。

年 月 日

届出人 住 所
氏 名 ④
借受人との関係

殿

(日本産業規格A列4番)

第34号の2様式(第21条の2関係)

東京都母子及び父子福祉資金 貸付資格等変更届	<table border="1"> <tr> <td>※貸付決定 記号番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>※貸付決定 年 月 日</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> </table>	※貸付決定 記号番号	第	号	※貸付決定 年 月 日	年	月 日
※貸付決定 記号番号	第	号					
※貸付決定 年 月 日	年	月 日					
(※欄には記入しないでください。)							
届出の事由	<p>[共通事項]</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者のない女子又は男子でなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を扶養しなくなった。</p> <p>[修学資金]</p> <p><input type="checkbox"/> 修学資金を借り受けて修学をしている者が、修学することをやめた。</p> <p><input type="checkbox"/> 修学資金を借り受けて修学している者を扶養しなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 修学資金を借り受けている児童が、借受資格者でなくなった。</p> <p>[技能習得資金・生活資金]</p> <p><input type="checkbox"/> 知識技能の習得をやめた。</p> <p><input type="checkbox"/> 扶養している全ての者が、児童でなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 失業者でなくなった。</p> <p>[修業資金]</p> <p><input type="checkbox"/> 修業資金を借り受けて知識技能を習得している者が、知識技能の習得をやめた。</p> <p><input type="checkbox"/> 修業資金を借り受けて知識技能を習得している者を扶養しなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 修業資金を借り受けている児童が、借受資格者でなくなった。</p> <p>[特例児童扶養資金]</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給資格者でなくなった。</p>						
届出事由 発生日	年 月 日						
上記の事由が生じたので、届け出ます。 年 月 日							
借受人住所 氏名 ㊟							
上記のことについて確認します。							
未成年後見人又は親権者住所 〔借受人が父母のない児童又は 配偶者のない女子若しくは男 子が扶養している児童の場合〕 氏名 ㊟							
殿							

(日本産業規格A列4番)

第35号様式(第22条関係)

理 事 変 更 届

資 金 の 種 類	資 金	変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-----	-----------	-------

	氏 名	変 更 の 事 由
新		
摘 要		

	氏 名	変 更 の 事 由
旧		
摘 要		

上記のとおり、理事を変更したので、届け出ます。

年 月 日

事務所所在地
法人の名称
代表者職氏名



殿

(日本産業規格A列4番)

別記

第1号様式(第4条関係)

(平26規則144・全改、平27規則213・令元規則8・令元規則30・一部改正)

第1号の2様式(第4条、第5条及び第22条関係)

(昭59規則7・追加、平3規則202・平8規則152・平10規則186・令元規則30・一部改正)

第2号様式(第5条関係)

(昭57規則29・追加、昭59規則7・平10規則186・平26規則144・一部改正)

第2号の2様式(第6条関係)

(平14規則265・全改、平26規則144・令元規則30・一部改正)

第2号の3様式(第6条関係)

(昭61規則54・追加、平3規則202・平8規則152・平14規則265・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第2号の4様式(第6条関係)

(令元規則8・追加、令元規則30・一部改正)

第2号の5様式(第6条関係)

(令元規則8・追加、令元規則30・一部改正)

第3号様式(第7条関係)

(平8規則152・全改、平10規則186・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第4号様式 削除

(平8規則152)

第5号様式(第7条関係)

(昭44規則55・一部改正、昭57規則29・旧第4号様式繰下・一部改正、昭59規則7・平3規則202・平8規則152・平10規則186・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第6号様式(第8条関係)

(昭57規則29・全改、平8規則152・平10規則186・平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第7号様式(第9条関係)

(平8規則152・全改、平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第8号様式(第9条関係)

(昭40規則140・追加、昭44規則55・旧第7号様式の2繰上・一部改正、昭57規則29・旧第7号様式繰下・一部改正、平3規則202・平8規則152・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第9号様式(第10条関係)

(平8規則152・全改、平10規則186・平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第10号様式(第10条関係)

(昭57規則29・全改、昭59規則7・平8規則152・平15規則206・平20規則86・平21規則150・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第11号様式(第10条関係)

(昭57規則29・全改、昭59規則7・平8規則152・平14規則265・平15規則206・平20規則86・平21規則150・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第12号様式(第11条関係)

(昭44規則55・昭57規則29・昭61規則54・平3規則202・平8規則152・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第13号様式及び第14号様式 削除

(昭57規則29)

第15号様式(第13条関係)

(昭40規則140・昭44規則55・昭57規則29・平8規則152・平10規則186・平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第16号様式(第13条関係)

(昭44規則55・昭57規則29・平3規則202・平8規則152・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第17号様式(第13条、第20条関係)

(昭44規則55・昭57規則29・平3規則202・平8規則152・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第18号様式(第14条関係)

(昭44規則55・昭57規則29・平3規則202・平8規則152・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第19号様式 削除

(平8規則152)

第20号様式(第15条関係)

(昭44規則55・昭57規則29・平3規則202・平8規則152・平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第21号様式(第16条関係)

(平8規則152・全改、平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第22号様式(第16条関係)

(昭57規則29・全改、平3規則202・平8規則152・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第23号様式 削除

(平8規則152)

第24号様式(第17条関係)

(平8規則152・全改、平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第25号様式(第17条関係)

(平8規則152・全改、平26規則144・令元規則30・一部改正)

第26号様式(第17条の2関係)

(令元規則8・全改、令元規則30・一部改正)

第26号の2様式(第17条の2関係)

(平15規則191・追加、平26規則144・令元規則8・令元規則30・一部改正)

第27号様式(第18条関係)

(平8規則152・全改、平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第28号様式 削除

(平8規則152)

第29号様式 削除

(昭44規則55)

第30号様式(第19条関係)

(平8規則152・全改、平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第31号様式(第19条関係)

(昭57規則29・全改、平3規則202・平8規則152・平21規則150・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第32号様式(第19条関係)

(昭57規則29・全改、平3規則202・平8規則152・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第33号様式(第20条関係)

(平8規則152・全改、平15規則206・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第34号様式(第21条関係)

(平8規則152・全改、令元規則30・一部改正)

第34号の2様式(第21条の2関係)

(平8規則152・全改、平13規則181・平14規則265・平15規則206・平18規則173・平20規則86・平26規則144・令元規則30・一部改正)

第35号様式(第22条関係)

(昭44規則55・昭57規則29・平8規則152・平10規則186・令元規則30・一部改正)